

議案参考資料

[令和2年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係]

企画課 企画担当

議案名

議案第5号 新市建設計画の一部変更について

趣旨・目的

「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、合併特例債を起債することができる期間が延長されたことに伴い、新市建設計画の一部を変更するに当たり、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものです。

概要

- 1 計画期間を5年間(令和3年度から令和7年度まで)延長します。
- 2 現行計画策定時から現在までに行われた法改正等による文言及び固有の名称の変更並びに実績数値の更新を行います。
- 3 計画期間の延長に伴う財政計画の修正・追加を行います。

背景・経過

平成17年の旧新里村及び旧黒保根村との合併後、新市の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的として新市建設計画を策定しました。平成24年6月27日に「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第36号)」が施行されたことに伴い、平成26年9月17日に新市建設計画の一部を変更し、計画期間の延長等を行いました。

その後、平成30年4月25日に「東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第19号)」が施行されたことに伴い、新市建設計画の一部を変更し、再度計画期間の延長等を行うものです。